

令和3年度第1回富山市入札監視委員会 概要

日 時	令和3年7月28日（水）午後2時から
場 所	富山市庁舎議会棟7階 第2委員会室
委 員 （委員数5名） 出 席 3名	委員長 古 田 俊 吉 （富山大学名誉教授） 委 員 新 畑 彬 （元大沢野町助役） 委 員 大 石 貴 之 （弁護士）
次 第	1 開会 2 富山市の入札・契約手続及び運用状況 ・富山市の建設工事等の入札・契約制度 ・入札・契約事務の改善 ・指名停止等の運用状況 ・入札・契約方式別の発注工事及び落札率 3 令和2年度下半期分の審議対象工事の抽出 4 抽出工事の審議 5 審議結果のまとめ 6 閉会
対 象 期 間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
抽 出 工 事 （落札率）	7件（対象工事件数260件） （1）一般競争入札（3件） ① 興人橋補修工事（88.18%） ② 速星小学校校舎改築（その2）主体工事（99.14%） ③ 富山公共下水道豊田処理分区下富居二丁目地区人孔蓋改築工事（88.85%） （2）指名競争入札（3件） ① 那智町排水路新設工事（98.76%） ② 市道南栗山1号線外1線側溝補修工事（98.99%） ③ 市道東大久保下大久保線消雪補修工事（94.77%） （3）特命随意契約（1件） ① 新庄町二丁目地区給水管切り回し工事（95.26%）
審 議 の 概 要	別紙のとおり
委 員 会 の 意 見	令和2年度下半期分の富山市発注の建設工事に係る入札・契約については、概ね適正に行われていたと判断する。

別 紙

No.	意 見 ・ 質 問	回 答
①	<p>「富山公共下水道豊田処理分区下富居二丁目地区人孔蓋改築工事」について、入札参加資格で非認定となった業者が2者いるが、この業者は、自社が非認定になると認識せずに入札をしたのか。</p>	<p>まず、本市発注の工事では、中小企業者の受注機会の増大を図るため、1つの工事を複数の工区に分けて同時発注する分割発注という方法があります。分割発注工事では、該当工事の入札公告に同じ業者が複数案件落札できないよう重複落札制限の記載をしております。</p> <p>また、工事の開札順は、予定価格の高い工事から開札し落札者を決定しており、本工事は、重複落札制限のある3工事のうち、3番目の開札順であるため、1番目及び2番目の落札者は、非認定になると理解した上で入札をしております。</p>
②	<p>「新庄町二丁目地区給水管切り回し工事」(特命随意契約)について、6者へ受注依頼をしたとのことだが、どういった順番で依頼をしたのか根拠を教えてください。</p>	<p>受注依頼をする順番について、工事場所から近い住所の業者の順に連絡し、依頼を断られたら次に近い業者へ連絡、次も断られたら次に近い業者という形で連絡を取り、6者目で承諾を得ました。</p>
③	<p>「那智町排水路新設工事」について、指名を受けた業者のうち、2者辞退しているが、辞退理由はわかりますか。</p> <p>技術者を配置できないというのは、技術者が既に配置技術者として他の現場に配置されているため、今回の案件に配置できる技術者がいないということなのか、または、自社の技術者が少なく配置できないという事なのか。後者の場合は、自社で技術者を募集しても集まらないという事なのか。</p>	<p>土木工事が多い時期であり、このタイミングで技術者を配置できないということが原因ではないかと考えます。</p> <p>配置技術者につきましては、必ずしも1人の技術者が1つの現場にしか携われないということではなく、金額によっては複数の現場を兼務することが可能です。</p> <p>また、会社で技術者を募集しているかどうかにつきましては、わかりかねるところではありますが、新たに従業員を雇うと、人件費等の経費的な部分での負担もあり、今現在の先行きが見通せない経済状況からすると、技術者を増やすというのは、会社としてはリスクがあるのではないかと考えます。</p>
④	<p>「市道東大久保下大久保線消雪補修工事」について、不調後の再入札については、要領等でルール化されているのか。それとも、担当者の裁量で決めているのか。</p>	<p>要領等の明確なルールはございません。不調となった場合、指名した業者に辞退理由を聞き取りし、その辞退理由が、次に再度同じ業者へ指名したとしても、また同じく辞退されるような内容であれば、再入札</p>

		<p>にその業者を指名しないという判断になります。また、例えば、金額的に折り合わないという辞退理由があった場合、金額を見直し再発注するということになれば、1度目に指名した業者を再度指名する可能性はあります。よって、辞退理由に応じてケースバイケースであります。</p>
--	--	---